

## 国民健康保険 保険証更新などのお知らせ

問合せ／国保医療課 国民健康保険グループ (☎47-8132)

### ▶新しい保険証を郵送

市は、国民健康保険加入者に、8月1日から使用する新しい保険証を7月中旬に簡易書留で郵送します。

70歳から74歳までの国民健康保険加入者には、「保険証」と「高齢受給者証」が一体化した「保険証兼高齢受給者証」を送付します。

なお、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯主宛に郵送します。

有効期限は、原則、8月1日から令和5年7月31日までです。ただし、年度途中で後期高齢者医療制度へ移行する人や、70歳に達する人は、有効期限が通常よりも短くなります。

また、国民健康保険料の未納がある場合、保険証が更新されませんので、必ず納付期限までにお支払いください。



## 後期高齢者医療制度 保険証の更新など



問合せ／国保医療課 福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

### ▶新しい保険証を郵送(令和4年度は2回送付)

岐阜県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の加入者に、8月1日から使用する新しい保険証を7月中旬に簡易書留で郵送します。今回送付する保険証の有効期限は、9月30日までです。

10月1日から、負担割合の区分に「2割」が追加されるため、10月1日から使用する保険証については、9月中旬に郵送します。

(7月中旬に郵送)

有効期限：令和4年9月30日

(9月中旬に郵送)

有効期限：令和5年7月31日

### ▶負担割合「2割」が令和4年10月1日から追加されます

負担割合が「1割」であった後期高齢者医療保険の加入者で下表のとおり一定以上の所得がある人は、令和4年10月1日から「2割」負担に変更されます(3割負担となる所得条件は変更ありません)。詳しくは、新しい保険証に同封する案内書をご覧ください。

負担割合	負担割合	所得などの条件 (令和4年10月1日から)
3割	3割	変更なし
1割	2割	世帯に加入者1人のみ 加入者本人の住民税課税所得が28万円以上で、年金収入とその他の所得の合計が200万円以上
	2割	世帯に加入者2人以上 同課税所得が28万円以上の加入者がおり、加入者全員の年金収入とその他の所得の合計が320万円以上
	1割	3割、2割負担に該当する人以外

### ▶保険料額決定通知書を郵送

令和3年中の所得額が確定したことにより、令和4年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました。

令和4年5月末までに後期高齢者医療制度に加入した人には、保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。同通知書には、保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

なお、同保険料が増額して、介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超えた場合、特別徴収(年金からの天引きでの納付)から、普通徴収(納付書や口座振替での納付)に切り替わります。

保険料は、所得に応じて負担する「所得割額」と、加入者が等しく負担する「均等割額」の合計で、個人ごとに決められます。今年度の保険料の算定は次のとおりです。

合計所得金額が2,400万円を超える人は基礎控除額が少なくなり、また、世帯の所得などにより、均等割額が軽減される場合があります。

$$\begin{matrix} \text{年間保険料} \\ (\text{上限額66万円}) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{所得} \times \text{所得割率} 8.90\% \end{matrix} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ 46,023\text{円} \end{matrix}$$

所得 = 総所得金額等 - 基礎控除額 (43万円)

### ▶確定申告期限の延長期間以降に申告された人へ

確定申告期限の延長期間や、それ以降に申告された人は、今年度の負担割合や保険料額の決定が間に合わない可能性があります。その場合は、申告前の情報で作成した保険証や保険料額決定通知書を一旦送付します。後日、申告内容に基づいて再判定を行い、変更があった場合は保険証や保険料額決定通知書を改めて送付します。

### ▶限度額適用認定証などの更新手続き 8月1日～

限度額適用認定証は、医療費が高額になった場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなるもので、現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日までです。

引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降の平日に、保険証・現在の認定証・マイナンバーが分かるものを持参し、国保医療課や各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください。

入院時食事代(1食460円)が減額される標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までです。限度額適用認定証と同様に更新手続きをしてください。

なお、保険料の未納がある場合は更新することができません。

また、高齢受給者証の負担割合が「3割」の人で、住民税課税所得が690万円未満の人は限度額適用認定証の発行が可能ですので、必要な人は手続きをしてください。



## 市老人医療費助成(垣老) 更新申請などのお知らせ

問合せ／国保医療課 福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

### ▶71～74歳対象者に更新申請書などを郵送

市は、市老人医療費助成制度(垣老)の71～74歳対象者に新しい受給者証交付のための更新申請書を7月20日頃に郵送します。

対象となるのは、高齢受給者証の負担割合が「2割」の人です。更新の手続きは、ご加入の保険によって異なります。

#### ◆国民健康保険(大垣市)に加入の人

受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で返信してください。

◆健康保険協会、共済組合など国民健康保険(大垣市)以外に加入の人  
更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、健康保険証と高齢受給者証のコピーを添付して、同封の返信用封筒で返信してください。市老人医療費助成制度(垣老)の受給者証は、高齢受給者証のコピーで負担割合を確認後、郵送します。

※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください